令和4年度第1回 三木市国民健康保険運営協議会 導入資料

日時:令和4年8月18日(木)午後1時30分~

場所:三木市役所4階 特別会議室

目次

- 1 平成30年度の国保制度改革
- 2 三木市の状況

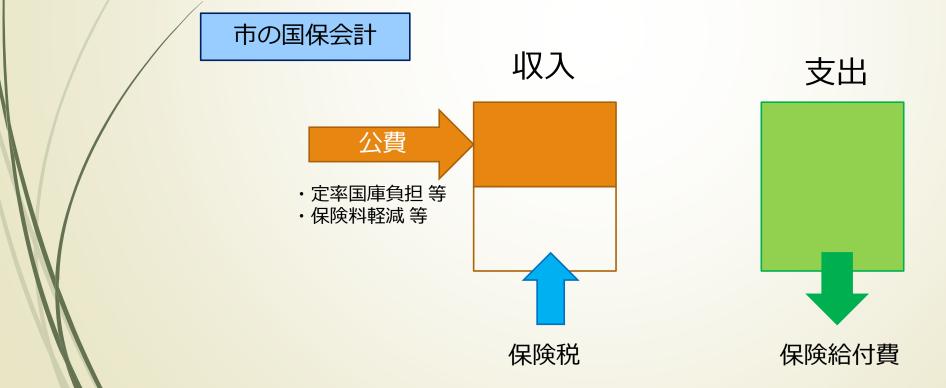
平成30年度の国保制度改革

- ●兵庫県が財政運営の責任主体に → 県にも国保会計を設置
 - → 医療費に係る国庫負担金等は県が収入する。
 - → 市町が保険給付に必要な費用(医療費の保険者負担分)を、 県が全額交付(※-部除外あり)する。
 - → 県は県全体の医療費を見込み、国庫負担金等を充当しても不足する 財源分を、「納付金」として市町から徴収する。
 - → 納付金は市町の「加入者数」「加入世帯数」「所得額」により、 各市町に按分する。(※R2までは医療費水準も考慮)
 - → 市町が納付金を納めることができるよう、県は市町ごとに 「標準保険税率」を示すこととなった。

めざす姿: 同一所得・同一保険料(県内統一保険税率)

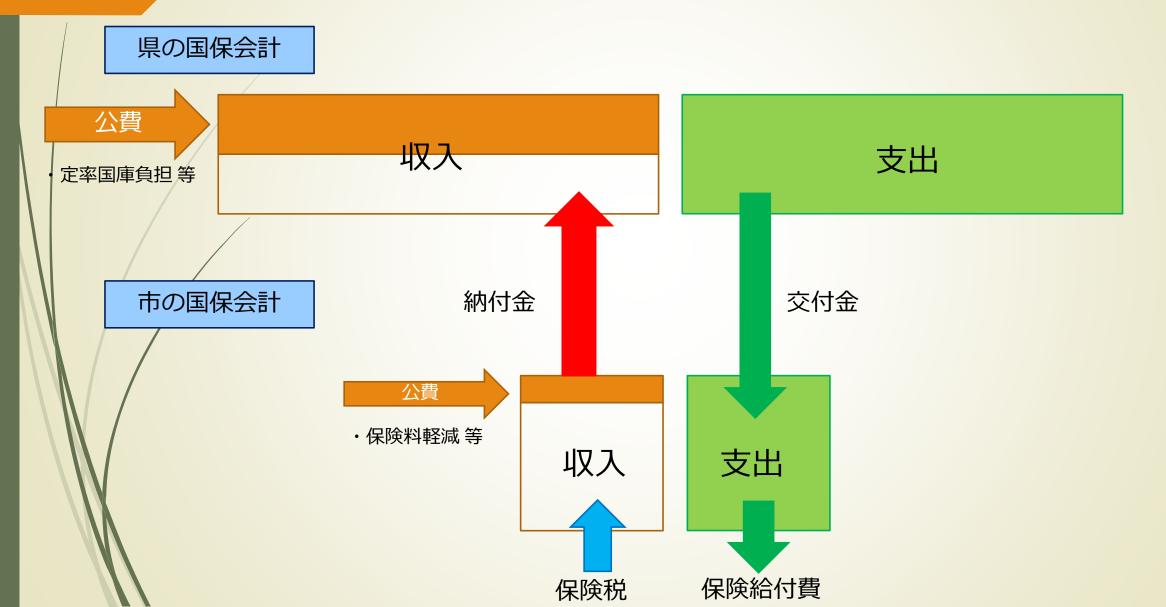
H29年度まで

- ●各保険者(市町村)それぞれで国保事業を運営
 - → 各保険者で必要な保険給付費や国からの収入を見込み、不足する財源分について、 保険税として徴収できるように、各市町で保険税の税率を決定する。



1 国保制度改革

H30年度以降



「納付金」と「標準保険税率」

●納付金の額の決定

県全体で必要な額を、「各市町の被保険者数」「加入世帯数」 「所得額」により按分 (※R2年度までは医療費水準も考慮)

● 標準保険税率の算定

/ 各市町が県への納付金を納めることができるよう、県は市町ごとに「標準保険税率」を示す。

→ 標準保険税率が市の適用税率と同水準であれば、健全な国保財政運営が可能となる。

三木市の状況①

三木市の標準保険税税率と適用税率

		平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		三木市	標準保険 税率	比較	三木市	標準保険 税率	比較	三木市	標準保険 税率	比較
課 税 税 分	所得割	6. 50%	7. 13%	△ 0.63%	6. 50%	7. 54%	△ 1.04%	6.50%	8. 22%	△ 1.72%
	均等割	25, 000	28, 722	△ 3,722	25, 000	30, 703	△ 5, 703	25, 000	33, 861	△ 8,861
	平等割	20, 000	20, 195	△ 195	20, 000	21, 588	△ 1,588	20, 000	23, 397	△ 3,397
支援金分	所得割	2. 30%	2. 60%	Δ 0.30%	2.30%	2. 71%	△ 0.41%	2.30%	2.75%	△ 0.45%
	均等割	9, 000	10, 508	Δ 1,508	9,000	10, 999	△ 1,999	9,000	11, 164	△ 2, 164
	平等割	7, 000	7, 388	△ 388	7, 000	7, 734	△ 734	7, 000	7, 714	△ 714
納 付介 金護 分	所得割	2.00%	2. 26%	△ 0.26%	2.00%	2. 57%	△ 0.57%	2.00%	2.48%	△ 0.48%
	均等割	8, 000	11, 743	Δ 3, 743	8, 000	13, 401	△ 5, 401	8, 000	12, 889	△ 4,889
	平等割	6, 000	5, 501	499	6, 000	6, 258	△ 258	6, 000	6, 477	△ 477

→ 平成30年度に税率改定を行ったが、市民生活に配慮し、標準保険税率よりも低い率とした。

不足分は一般会計からの法定外繰入で賄うこととしたが・・・

三木市の状況②

● 赤字の状況

	H30	R元	R2
決算収支額 (単年度赤字額)	△1,859万円	△1億7,881万7千円	△8,823万9千円
累積赤字額	△1,859万円	△1億9,740万7千円	△2億8,564万6千円

- → 市独自に一般会計から法定外繰入として毎年約2億円を繰り入れているが、それでもなお収入が不足している状況である。
- → 令和2年度決算時点で約2.9億円の累積赤字が生じている。
 - ⇒標準保険税率と適用税率に大きな差があることが原因

三木市国民健康保険財政健全化計画の策定

- 現状に加えこのままではR6年度末の累積赤字額が約13億円になる試算
- 法定外繰入を止める必要性(国県からの指導・負担の公平性の問題)



国保財政の健全化が喫緊の課題



三木市国民健康保険財政健全化計画の策定

- ・R4~R6年度を財政健全化計画期間とする。
- ・R6年度に県の示す標準保険税率と同水準の適用税率となることをめざす。
- ・R5年度以降は法定外繰入を行わない財政運営とする。
- ・R3年度末時点の累積赤字額は、半額を一般会計から繰り入れ、残りを一般会計から借り入れることにより解消させる。
- ・保険者(三木市)努力により、県補助金をより多く獲得する。